平成２３年（フ）第２６７号
東京都町田市忠生４丁目21番地13根岸ハイツ203
債務者　杉山　邦江
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７６号
東京都福生市加美平２丁目11番地８ピースフル福生102号室
債務者　三嶋真由美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７４号
川崎市多摩区中野島４丁目19番16号　ジュネスパート１―103
債務者　山田　則也
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
川崎市川崎区追分町６番２―202号　エステート森、前住所川崎市川崎区大島上町17番５号　ローゼンハイツ１Ｆ
債務者　榮野川悦子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
東京都町田市小川３丁目６番地７細野ハイツ106
債務者　森川　幸枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３６号
東京都町田市中町１丁目６番９号ハウス84―101
債務者　加藤　佳文
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７９号
東京都日野市新町３丁目15番地の１日野新坂下住宅１―401
債務者　青木　里恵
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１９号
東京都小平市喜平町１丁目９番８号コーポチェリー201号
債務者　井田　優子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４２０号
東京都東大和市狭山４丁目1457番地の２都営狭山４丁目アパート１―304号
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５９号
静岡県浜松市中区佐鳴台６丁目９番22号　サンテラスⅠ―102号、前住所静岡県浜松市西区入野町16442番地の９　マンションはなき２―102号
債務者　堀邊　孝夫
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1999番地１　レオパレス安塚105
債務者　諏訪　克徳
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２４号
岡山県津山市小田中1895番地５
債務者　池渕真由美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５０号
岡山県津山市小原48―２　ヴィラむつみ203、住民票上の住所岡山県津山市押入907番地38
債務者　森元　麻未
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第５５号
岡山県津山市小原159番地９
債務者　小田　早苗
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部